

第5回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和2年11月26日(木) 13時30分
第5回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和2年11月26日(木) 13時30分

3. 閉会 令和2年11月26日(木) 13時55分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 菊池	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 なし

6. 議事録署名委員 8 番—菊池委員 9 番—岩井委員

7. 付議議件
議案第 19 号 農地法 18 条の規定による合意解約通知について
議案第 20 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 21 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第 22 号 農地中間管理機構への買入協議の要請について
議案第 23 号 遊休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠井 孝弘
神矢 拓郎
羽田野 由美子

9. 会議の概要



事務局	<p>第5回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員はございませんので16名中16名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会には成立しております。</p> <p>議長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは第5回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程1、議事録署名員に、8番菊池委員、9番岩井委員を委嘱します。</p> <p>日程2、議案第19号農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号農地法第18条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については、ウトロ高原2筆、地目畑、合計面積は35,284㎡、利用権の種類は3条の賃貸借、契約期間は平成31年4月19日から令和2年4月18日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和2年10月30日となっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字大栄1筆、地目畑、面積は89,046㎡、利用権の種類は3条の賃貸借、契約期間は平成20年3月31日から平成30年3月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和2年10月30日となっております。</p> <p>番号3、関係の土地については、字大栄5筆、地目畑、合計面積は48,938㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成29年3月29日から令和9年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和2年10月30日となっております。</p> <p>番号4、関係の土地については、字以久科南1筆、地目畑、面積は46,142㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和2年3月25日から令和6年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和2年10月30日となっております。</p> <p>番号5、関係の土地については、字富士2筆、地目畑、合計面積は15,683㎡、利用権の種類は3条の賃貸借、契約期間は令和2年4月20日から令和3年4月19日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和2年10月30日となっております。</p> <p>番号6、関係の土地については、字三井3筆、地目畑、合計面積は11,824㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成29年12月22日から令和4年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和2年11月16日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>

議長	合意解約通知について確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは決定とします。 日程 3、議案第 20 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第 20 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字朱円 9 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 9,849 m ² 、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する、借人が経営規模拡大のため賃借するとなっております。 労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。 位置図については同頁に記載となっております。 現地調査については 11 月 24 日(火)青柳委員、泉委員、菱川委員で行っています。 別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっておりますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。
議長	現地確認委員、青柳委員どうでしたか。
青柳委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 1 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程 4、議案第 21 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第 21 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係 番号 1、関係の土地については、ウトロ高原 1 筆、地目畑、面積は 3,284 m ² 、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受するとなっております。価格については 162 千円、反当り 49 千円となっております。幹旋委員は菱川委員長、田中副委員長、青柳委員、泉委員、小池委員で行なっています。位置図については同頁に記載となっております。

	<p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も併せて確認をお願いします。</p> <p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字朱円 1 筆、地目畑、面積は 747 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 7 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 9,000 円、支払方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>位置図は継続のため省略となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認をお願いします。以上です。</p>
議長	番号 1 の所有権の移転関係を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。
議長	番号 2 の利用権の移転関係を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 5、議案第 22 号農地中間管理機構への買入協議の要請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 22 号農地中間管理機構への買入協議の要請について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字富士 2 筆、地目は記載のとおり、合計面積は 15,683 m²、斡旋申出日は令和 2 年 10 月 30 日、斡旋委員は佐藤(公)委員長、波多野副委員長、菊池委員、菅野委員、市村委員、星委員、佐藤(郁)委員で行っています。</p> <p>区分 2、関係の土地については字大栄 2 筆、地目は記載のとおり、合計面積は 89,725 m²、斡旋申出日は令和 2 年 10 月 30 日、斡旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、山口委員、尾崎委員、佐藤(忠)委員、石川委員で行っています。</p> <p>区分 3、関係の土地については字以久科南 1 筆、地目は記載のとおり、面積は 46,142 m²、斡旋申出日は令和 2 年 10 月 30 日、斡旋委員は佐藤(公)委員長、波多野副委員長、菊池委員、菅野委員、市村委員、星委員、佐藤(郁)委員で行っています。</p> <p>区分 4、関係の土地についてはウトロ高原 1 筆、地目は記載のとおり、面積は 46,376 m²、斡旋申出日は令和 2 年 10 月 30 日、斡旋委員は菱川委員長、田中副委員長、泉</p>

議長	<p>委員、青柳委員、小池委員で行っています。 位置図については、次頁に記載のとおりとなっています。以上です。</p>
全員	<p>区分 1~4 について決定してよろしいですか。</p>
議長	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>異議なしと認め決定します。 日程 6、議案第 23 号遊休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて説明をお願いします。</p>
議長	<p>議案第 23 号遊休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて 農地法第 30 条第 1 項に基づく利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用増進を図ることが見込まれない農地について、農地法の運用について以下、運用通知第 4(3)アに基づき以下のとおり議決する。 事由、下記の農地は、運用通知第 4(4)の基準に従って、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと判断する。 手続については、本会議決定後、運用通知第 4(3)ウに基づき対象地の所有者及び道、斜里町、法務局に対して非農地通知書を送付する。 関係の土地については、7 から 9 頁に記載の 59 筆、合計面積は 260,538.6 m²、位置図は第 2 回農地パトロール推進会議で配布済みとなっています。以上です。</p>
全員	<p>説明のあった番号 1 から 59 まで非農地通知を送付するということで決定してよろしいですか。</p>
議長	<p>異議なし。</p>
全員	<p>異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程 7 その他、協議・報告事項の説明をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。</p>
議長	<p>ありません。</p>
	<p>以上をもちまして第 5 回斜里町農業委員会総会を終わります。</p>

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和2年11月26日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

岩井一義

議事録署名委員

菊池久雄